

# 文教厚生常任委員長報告

委員長 森元 秀一

文教厚生常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

案第77号「阿蘇市介護保険条例及び阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第82号「阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について」

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第83号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」

## 教育課所管分

委員より、「成人式については、新型コロナウイルス感染症対策としてビデオメッセーじやライブ配信を予定しているが、その他何か対策としてあるのか。」との質疑があり、

社会教育係長から、「まず、受付時の対策として、事前に入場券を発行しており、当日の体温などを書いていただくチェックシートで受付し、体育館フロアが密にならないよう、スムーズな誘導を行うこ

とにしています。また併せて主催者や来賓の人数制限も行います。なお、今回はコロナ禍の開催であるため、成人式の在り方について、

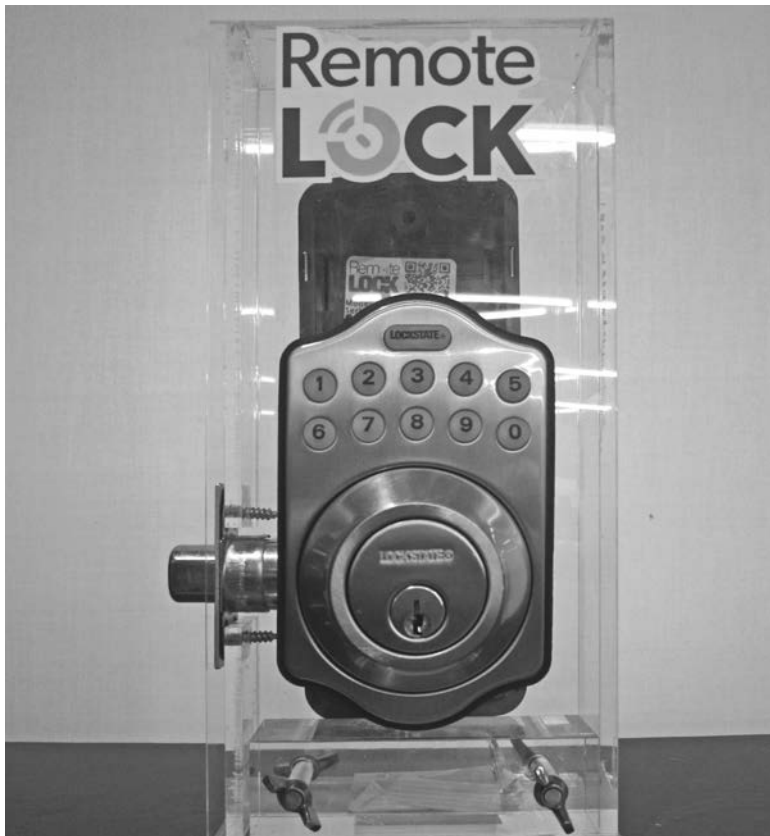
新成人の7名の方々に集まっていたいただき、行政主導に捕らわれず、どう進めるかの話や提案をいただいたところであります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「公共施設予約システム改修については、暗証番号導入やリモートで対応できることなどが、具体的によい方法なのか説明を。」との質疑があり、社会体育係長から、「これまで鍵管理者から鍵

を借りて利用していましたが、今回体育館の扉の鍵を変更することで、番号式で入退場ができるようになり、鍵管理者の必要はなくなります。また、このシステムは緊急時にはリモートで開閉することもできます。」との答

弁がありました。さらに、委員より、「今回16施設だが、体育館だけなのか。公民館等も今後対象としていくのか。」との質疑があり、

係長から、「今回の設置予定は、指定管理者が入っていない体育館となります。公民館についても協議はしましたが、地元の利用が多く毎回申請となると逆に手続きが困難になることから、今回は社会体育施設と学校の体育館のみを予定しています。」との答弁がありました。



導入予定の公共施設予約システム（リモートロック）

委員より、「保健福

祉センターの温泉設備  
改修設計業務委託料に  
ついては、レジオネラ  
菌の関係で検査方法が  
変わったのか、機械設  
備の変更が必要なのか  
詳しい説明を。」との  
質疑があり、**福祉課長**  
から、「県の条例改正に  
よって、循環式浴槽の  
基準等も変わっていま



阿蘇保健福祉センターの温泉施設

すので、今回専門的な  
観点で設計を行い、適  
用できていない機械等  
について更新する予定  
です。」との答弁があり  
ました。また、**委員**より、  
「民間の温泉旅館につ  
いての対応はどうなっ  
ているのか。」との質  
疑があり、**課長**から、  
「今後改修を行う際に  
見直していくというの  
が県の推進方法となっ  
ていますので、民間の

温泉施設については、  
条件を満たしていない  
部分について改修時に  
対応する流れとなりま  
す。」との答弁があり  
ました。

以上のような審査を  
経た結果、本案は原案  
のとおり可決すべきも  
のと決定いたしました。

議案第85号「令和2  
年度阿蘇市介護保険  
事業特別会計補正予  
算について」

委員より、「保険者

機能強化推進交付金に  
ついての説明を。」との  
質疑があり、**ほけん課  
長**から、「この交付金  
につきましては、保険  
者の積極的な取り組み  
に対する交付金で、国  
の評価指標により点数  
化し配分されるもので  
す。」との答弁があり  
ました。

議案第87号「令和2  
年度阿蘇市病院事業  
会計補正予算につい  
て」

委員より、「入院病

床確保補助金の算定基  
準はどうなっているの  
か。」との質疑があり、  
**医療センター事務部長**  
から、「当院では、4階  
フロアを新型コロナウイルス  
イルス感染症対策とし  
ていることから、感染  
症病床4床を除く空床  
の36床について、1床  
当たり7万1千円を期  
間に応じ、診療報酬の  
補填として補助金をい  
ただくこととなってい  
ます。」との答弁があ  
りました。また、別の  
**委員**より、「10月以降  
の補助金の見直しはど  
うなのか。」との質疑  
があり、**部長**から、「今  
のところ第3次補正や  
制度の継続、見直し等  
の情報はありませんが、

ご承知のとおり、未だ  
全国的に流行し、医療  
関係も逼迫しています  
ので、補助金制度につ  
いては継続するものと  
考えています。」との  
答弁がありました。

以上のような審査を  
経た結果、本案は原案  
のとおり可決すべきも  
のと決定いたしました。

請願第3号「家庭教  
育支援法の制定を求  
める意見書提出に関  
する請願」

議会議務局長から趣

旨説明があり、**委員**よ  
り、「家庭教育支援法  
については、以前から  
国会で議論され、賛否  
両論あつて未だ成立に  
至っていない案件であ  
り、安易に賛成するこ  
とに疑問を感じる。」  
との意見があり、また、  
別の**委員**より、「各家  
庭内における教育につ

いては、すべてを学校  
に頼りすぎな感じがす  
る。そういう意味では  
家庭教育の充実、地域  
教育の充実是非常に重  
要だと思うので、議会  
として意見書の提出は  
必要と考える。」との  
意見がありました。

以上のような審査を  
経て、挙手による採決  
を行った結果、請願第  
3号は、賛成多数で採  
択すべきものと決定い  
たしました。併せて文  
教厚生常任委員会から  
委員会提出議案として  
提出することとし、提  
出先については、文部  
科学大臣をはじめ6つ  
の関係省庁等に絞って  
提出することで決定い  
たしました。

以上が、文教厚生常  
任委員会に付託されま  
した案件についての報  
告です。